

# 徳島県大規模小売店舗立地法事務処理要綱

徳島県経済産業部企業支援課

# 徳島県大規模小売店舗立地法事務処理要綱

## 目次

- 第1章 総則（第1条―第3条）
- 第2章 大規模小売店舗の新設等に関する手続（第4条―第10条）
- 第3章 説明会（第11条―第15条）
- 第4章 県の意見、勧告等（第16条―第22条）
- 第5章 徳島県大規模小売店舗立地審議会（第23条・第24条）
- 第6章 徳島県大規模小売店舗立地連絡会議（第25条―第27条）
- 第7章 雑則（第28条―第36条）

## 第1章 総則

### （趣旨）

第1条 この要綱は、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）、大規模小売店舗立地法施行令（平成10年政令第327号。以下「政令」という。）及び大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年通商産業省令第62号。以下「省令」という。）に定めがある場合を除くほか、大規模小売店舗の新設の届出等に関し必要な事項を定めるものとする。

### （用語）

第2条 この要綱で使用する用語は、法、政令及び省令において使用する用語の例による。

2 前項に定めがあるもののほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 大規模小売店舗 一の建物（一の建物として政令第1条で定めるものを含む。）であって、その建物内の店舗面積の合計が1,000㎡を超えるものをいう。
- 二 小売業を行う 営利の目的を持たない場合であっても、物品を継続反復して消費者に販売する行為がその業務の主たる部分を占めるものをいう。
- 三 大規模小売店舗の新設 新たに建設する建物の店舗面積が1,000㎡を超える場合、既存の建物を増築し増築後の店舗面積が1,000㎡を超える場合及び既存の建物は増築しないがその建物の用途の全部又は一部を変更して店舗面積が1,000㎡を超える場合をいう。
- 四 大規模小売店舗を設置する者（以下「設置者」という。） 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者であって、大規模小売店舗に該当する建物を所有する者を行い、新設の届出等の届出義務を負う。
- 五 説明会を開催する者（以下「説明会開催者」という。） 法第5条第1項の新設の届出、法第6条第2項の変更の届出（附属施設の位置の軽微な変更に係る届出を除く。）及び法附則第5条第1項の規定による変更に係る事項の届出をした者であって、法第

7条第1項の規定により説明会を開催する者をいう。

(設置者の責任)

第3条 設置者は、新設の届出等を的確に行い、説明会においては地域住民へ適切な説明をし、県からの意見等に対しては誠意をもって対応し、及びその周辺地域の生活環境の保持について適正な配慮に努めるものとする。

2 設置者は、経済産業大臣が定める大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（以下「指針」という。）を遵守する責務を負う。

## 第2章 大規模小売店舗の新設等に関する手続

(事前の相談のための出店計画書等)

第4条 設置者が大規模小売店舗の新設又は法第5条第1項第3号から第6号までに掲げる事項の変更に係る事前の相談を行おうとする場合にあっては、同項又は法第6条第2項及び附則第5条第1項の規定による届出をする前にあらかじめ、別に定める日までに「出店計画書」（別記様式A号）又は「変更計画書」（別記様式B号）を知事に提出して相談をすることができるものとする。

2 設置者は第1項の規定による出店計画書又は変更計画書について、大規模小売店舗立地法の規定による届出を行う以前において、次のような変更がある場合には、「出店（変更）計画の変更報告書」（別記様式C号）を遅滞なく知事に提出するものとする。

一 当該出店計画、変更計画を中止する場合

二 出店計画書を提出した場合であって、店舗面積を大規模小売店舗立地法の対象面積以下に変更する場合

三 大規模小売店舗立地法の届出に係る事項について大幅な変更がある場合

3 第1項の規定による事前の相談、第2項の規定による計画の変更報告は、設置者本人が行うものとする。ただし、やむを得ない理由により設置者本人が行うことができないときは、この限りでない。

(新設の届出)

第5条 大規模小売店舗の新設をする者（以下「新設届出者」という。）は、法第5条第1項の規定により、省令第3条第3項に基づく「大規模小売店舗届出書（新設届出書）」（別記様式第1号）に、省令第4条各号に規定する書類を添付し、知事に届け出なければならない。

2 新設届出者は、前号に規定する書類のほか、指針に定める事項への対応を記載した書類を作成し、提出するものとする。

(変更後の変更の届出)

第6条 法第5条第1項の新設の届出（法附則第5条第5項の規定により新設の届出とみなされる届出を含む。）があった大規模小売店舗について、法第5条第1項第1号又は

第2号に掲げる事項の変更があったときは、当該大規模小売店舗を新設する者又は設置している者は、法第6条第1項の規定により、その変更後2週間以内に、規則第6条に基づく「変更届出書（変更後の変更届出書）」（別記様式第2号）を知事に届け出なければならない。

（変更前の変更の届出）

第7条 法第5条第1項の新設の届出（法附則第5条第5項の規定により新設の届出とみなされる届出を含む。）があった大規模小売店舗について、法第5条第1項第3号から第6号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、当該大規模小売店舗を新設する者又は設置している者は、法第6条第2項の規定により、その変更前にあらかじめ、省令第7条第2項に基づく「変更届出書（変更前の変更届出書）」（別記様式第3号）を知事に届け出なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、省令第7条第1項で定める一時的な変更等をするときにあっては、前項の届出をすることなく、当該変更を行うことができる。
- 3 知事は、前項の一時的な変更等のうち、省令第7条第1項第3号に規定する増床（以下「軽微増床」という。）を行った者に対し、その軽微増床後2週間以内に、「軽微増床報告書」（別記様式第4号）の提出を求めるものとする。

（附属施設の位置の軽微な変更）

第8条 法第5条第1項第3号から第5号までに掲げる事項に係る法第6条第2項の変更の届出をした者は、同条第4項ただし書に規定する店舗に附属する施設の位置の軽微な変更を行おうとするときは、変更を行う日の1月前までに、「軽微変更協議書」（別記様式第5号）を知事に提出するものとする。

- 2 知事は、前項の協議に対する回答については、同項の協議書の受付の日から2週間以内に通知するものとする。

（既存大規模小売店舗を設置している者の最初の変更の届出）

第9条 大規模小売店舗における小売業者の事業活動の調整に関する法律に定める手続きに基づき大規模小売店舗を設置している者が、当該大規模小売店舗（以下「既存大規模小売店舗」という。）について法第5条第1項第4号から第6号までに掲げる事項の変更を、大規模小売店舗立地法施行後最初に行おうとするときは、その変更前に、法附則第5条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、省令第20条の規定に基づく「大規模小売店舗を設置している者の変更事項届出書（既存大規模小売店舗を設置している者の最初の変更届出書）」（別記様式第6号）を知事に届け出なければならない。

（廃止の届出）

第10条 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を1,000㎡以下に変更する者は、法第6条第5項の規定により、省令第9条に基づく「大型小売店舗廃止届出書」（別記様式第7号）を知事に届け出なければならない。

### 第3章 説明会

#### (説明会の開催)

- 第11条 説明会開催者は、県及び当該大規模小売店舗の所在地の属する市町村（以下「地元市町村」という。）に対して、説明会の開催予定日時及び場所についての意見を聞くことができるものとする。
- 2 説明会は、原則1回開催しなければならないものとする。
  - 3 前項の規定にかかわらず、省令第11条第1項ただし書の規定により、知事は、説明会の開催回数について3回を上限として指定することができる。

#### (説明会を掲示に代える場合)

- 第12条 前条の規定にかかわらず、法第6条第2項の変更の届出のうち、省令第11条第2項の規定により、大規模小売店舗の周辺地域の生活環境に与える影響がほとんどないものと知事が認めるときは、説明会開催者は、法第7条第1項による説明会に代えて、次の事項を公告の日から4月を経過するまでの間、当該大型小売店舗の立地する敷地内の見やすい場所に掲示するとともに、インターネットを利用することにより、これを行うものとする。ただし、実際の変更を行う小売業者等が、インターネットを利用した掲示を自ら行うことを妨げない。
- 一 大規模小売店舗立地法の規定に基づく変更であること。
  - 二 変更の内容
  - 三 変更の予定日
- 2 知事は、前項の規定による掲示を行った説明会開催者に対し、その掲示開始後2週間以内に、「掲示報告書」（別記様式第8号）の提出を求めるものとする。

#### (説明会の公告方法)

- 第13条 法第7条第2項に規定する説明会の開催の公告は、説明会の開催予定日の1週間前までに、次のいずれかの方法をもって行わなければならない。
- 一 市町村の広報紙に掲載すること。
  - 二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載すること。
  - 三 その他知事が適切と認める方法。
- 2 前項の公告は、次の事項を掲載して行わなければならない。
- 一 大規模小売店舗の新設又は変更の地元説明会であること。
  - 二 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 三 説明会の開催予定日及び時刻
  - 四 説明会の会場名、所在地
  - 五 問い合わせ先

#### (説明会、地元説明報告書)

- 第14条 説明会において、説明会開催者は、第4条の出店計画書等及び当該届出等の内容並びに指針に掲げられた事項への対応等について説明するものとする。

- 2 説明会開催者は、説明会の開催後 2 週間以内に、「地元説明報告書」（別記様式第 9 号）を知事に提出するものとする。

（説明会開催不能時の措置）

第 15 条 説明会開催者は、省令第 13 条に定めるその責めに帰することができない事由が生じたため、説明会を開催することができないときは、開催日又は開催予定日から 1 週間以内に、「説明会開催不能報告書」（別記様式第 10 号）を知事に提出しなければならない。

- 2 説明会開催者から事情を聴いた上で、なお省令第 13 条第 1 項に定める事由に該当する事実の発生が認められないときは、知事は、説明会の開催を求めることができる。
- 3 第 1 項の報告書に基づき、知事が省令第 13 条第 1 項に定める事由があると認めたとときは、説明会開催者は県と協議して次のいずれか一つ以上の方法で届出等の内容を周知するものとする。
  - 一 地元市町村の広報紙への掲載
  - 二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載
  - 三 その他知事が適当と認める方法

#### 第 4 章 県の意見、勧告等

（市町村からの意見の聴取）

第 16 条 知事は、法第 8 条第 1 項の規定に基づき、別記様式第 11 号により、地元市町村の長に対し法第 5 条第 3 項（法第 6 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による公告をした旨を通知し、かつ、地元市町村の長から当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持の見地からの意見を聴くものとする。

（居住者等の意見書の提出）

第 17 条 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、法第 8 条第 2 項の規定により、知事に対し「意見書」（別記様式第 12 号）を提出して意見を述べることができる。

- 2 前項の意見書の提出は、徳島県経済産業部企業支援課に郵送又は持参する方法で行うものとする。

（県の意見、附帯意見）

第 18 条 知事は、法第 8 条第 4 項の規定により、届出者に対し、生活環境の保持の見地からの意見を有する場合には当該意見を別記様式第 13 号により述べるものとし、意見を有しない場合にはその旨を別記様式第 14 号により通知するものとする。

（意見を踏まえた変更届出等）

第 19 条 新設の届出等をした者は、法第 8 条第 4 項の規定により県の意見が述べられた

場合には、当該意見を踏まえて、同条第7項の規定に基づき、当該届出を変更するときは意見を踏まえ、省令第16条に基づく「届出事項変更届出書（意見を踏まえた変更届出書）」（別記様式第15号）を、当該届出を変更しないときは「不変更通知書」（別記様式第16号）を知事に対し提出するものとする。

（県の勧告）

第20条 知事は、法第9条第1項の規定により、必要な措置をとるべきことを勧告をしようとするときは、別記様式第17号により、地元市町村の長から、法第8条第7項の規定による届出又は通知の内容に関する意見を聴くものとする。

2 法第9条第1項の勧告は、別記様式第18号により行うものとする。

（勧告を踏まえた変更届出）

第21条 法第9条第1項の勧告を受けた者は、当該勧告を踏まえ、同条第4項の規定により、規則第18条に基づく「届出事項変更届出書（勧告を踏まえた変更届出書）」（別記様式第19号）を知事に提出するものとする。

（勧告に従わない場合の公表）

第22条 法第9条第1項の勧告をしたにもかかわらず、当該勧告に係る届出をした者が当該勧告に従わなかった場合において、同条第7項の規定により公表をしようとするときは、当該届出をした者に弁明の機会を付与するものとする。

2 前項の弁明の機会の付与は、行政手続法（平成5年法律第88号）第3章第3節の規定に準じて行うものとする。

3 前2項の規定による手続の結果、正当な理由がないと判断したとき又は届出者が弁明の機会を放棄したときは、知事は、法第9条第7項の規定により、当該勧告に従わなかった旨を公表することができる。

4 前項の公表は、別記様式第20号の様式により、次のすべての方法をもって行う。

- 一 徳島県報への登載
- 二 県庁舎における掲示場での掲示
- 三 県政記者への資料提供

## 第5章 徳島県大規模小売店舗立地審議会

（諮問）

第23条 知事は、法第8条第4項の意見を定めようとするとき、法第9条第1項の勧告をしようとするとき、その他大規模小売店舗の立地に関する重要事項を決定しようとするときは、徳島県大規模小売店舗立地審議会（以下「審議会」という。）に諮問するものとする。

2 前項の諮問を行うべき届出については、別に定める。

(審議会の運営方法等)

第24条 審議会の会議の公開等、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会会長が審議会に諮って定める。

## 第6章 徳島県大規模小売店舗立地連絡会議

(連絡会議)

第25条 県は、法を適正に運用するため、法に係る関係各課で構成される徳島県大規模小売店舗立地連絡会議（以下「連絡会議」という。）を組織するものとする。

2 連絡会議の設置及び運営については、別に定める。

(事前相談の情報提供)

第26条 第4条第1項及び第2項の計画書が知事に提出されたときは、連絡会議の構成員に対し情報を提供する。

(新設届出等の情報提供)

第27条 第5条第1項の新設届出書又は第6条、第7条第1項、第9条の変更届出書等が知事に提出されたときは、連絡会議の構成員に対し情報を提供する。

## 第7章 雑則

(届出等の部数及び提出先)

第28条 法及びこの要綱の規定に基づき知事に提出する届出等（以下「提出届出等」という。）の部数は、それぞれ別表第1に定める数とする。

(公告)

第29条 法第5条第3項（法第6条第3項、第8条第8項及び第9条第5項において準用する場合を含む。）、法第6条第6項、法第8条第3項及び第6項並びに法第9条第3項の規定による公告は、徳島県報への登載により行う。

(縦覧の場所)

第30条 法第5条第3項（法第6条第3項、第8条第8項及び第9条第5項において準用する場合を含む。）並びに法第8条第3項及び第6項の規定による縦覧は、次の場所において行う。

- 一 徳島県経済産業部企業支援課（県庁舎5階）
- 二 徳島県経済産業部企業支援課ホームページ

2 前項に定める場所に加え、地域住民等への配慮から地元市町村の協力を得られた場合は、当該市町村においても縦覧を行う。

(縦覧の日時)

第31条 縦覧できる日時は、徳島県又は当該地元市町村の開庁日及び開庁時間とする。  
ただし、前条第1項第2号に規定する場合を除く。

(公告及び縦覧の対象)

第32条 法第8条第2項の規定により提出された居住者等の意見書の中に、公序良俗に反する部分等、公開することが適当でないと認められる部分がある場合は、当該部分を除いて、公告及び縦覧をするものとする。

(承継)

第33条 法第11条第1項又は第2項の規定により、大規模小売店舗の届出者等から当該届出者等の地位を承継した者は、承継後2週間以内に、規則第19条に基づく「承継届出書」(別記様式第21号)を知事に届け出なければならない。

(実態調査)

第34条 県は、法を適正に運用するため、法第5条第1項の新設の届出があった大規模小売店舗について、当該大規模小売店舗を設置している者に対し、開店後の6ヶ月を経過した日を基準とし、当該新設の届出に記載した「地域貢献の自主的な取組」に関して、その実施状況を、別記様式第22号により、報告を求めることができる。

(報告の徴収)

第35条 知事は、法第14条第1項又は第2項の規定により、別記様式第23号により報告を求めることができる。

(様式の一覧表)

第36条 この要綱で定める様式は、別表第1のとおりとする。

(委任)

第37条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月30日から施行する。